

# 令和3年度医事未収金回収業務委託に関する委託事業者 選考審査基準

## 1 趣旨

令和3年度医事未収金回収業務委託を実施する事業者を選考するにあたり、市立病院職員で構成する医事未収金回収業務委託事業者選考審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、最も優れた提案者を優先交渉権者として選出するため必要な事項を定める。

## 2 提案書及び見積書

市立病院は、別に定める作成要領に基づく提案書及び見積書を選考対象業者に期日を定め提出を求める。

## 3 審査委員会

(1) 審査委員会の委員構成は、次のとおりとする。

経営統括部部长

経営統括部次長

経営統括部課長（総務担当）

経営統括部課長（人事担当）

経営統括部課長（管理担当）（5名）

(2) 審査委員会は、経営統括部部长が主宰する。

(3) 審査委員会の庶務は、経営統括部医事経営担当で行う。

## 4 審査委員会の役割

(1) 審査委員会は、選考対象事業者から提出のあった提案書及び見積書に基づく書面審査及び口頭審査を実施し、最も優れた提案者を優先交渉権者とし、次順位の提案者を次点者として選出する。

(2) 評価は、未収金回収率の向上、業務遂行の確実性の観点から行う。

## 5 選考対象事業者

選考対象事業者は、応募のあった者の内、以下の条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 弁護士法第4条に規定する弁護士、同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。

(3) 令和2年10月1日現在、過去3ヵ年において、2年以上、医療機関での医事未収金回収事務の実績を有すること。

(4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当しないこと。

## 6 選考における配点割合

書面審査	35%	210点
成功報酬料率	30%	180点
口頭審査	35%	210点
合計	100%	600点

## 7 成功報酬料率の評点

各事業者の評点 = 180点 × 最低成功報酬料率 / 各事業者の成功報酬料率  
(小数点未満は四捨五入とします。)

## 8 書面審査の評点

第一次評点は、提案書の書面について審査員で集約します。

原点数は、提案内容に具体性があるか、考え方がより整理されているか等の観点から、各項目について1位を3点、2位を2点、3位を1点、4位以下は0点として採点します。

同順位の場合は同得点とし、次順位者は同順位者数を減じた順位とします。

	項目	審査基準
1	業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"><li>市立病院の信頼性に配慮した取組み</li><li>医療費の性質を理解した上での取組み</li></ul>
2	組織・実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>業務を遂行できる組織体制や管理責任体制</li><li>業務従事者の経験、資格等</li></ul>
3	業務実施方法	<ul style="list-style-type: none"><li>催促方法、回数等</li><li>診療債権の回収方法</li><li>業務実績の報告、回収金の精算報告</li><li>居所不明者等に係る住所・連絡先等の調査方法</li><li>滞納者からの分納、公的支援等の相談業務の対応方法</li><li>法的措置への対応方法</li></ul>
4	事業実績	<ul style="list-style-type: none"><li>病院での医事未収金回収業務実績</li></ul>
5	個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"><li>個人情報保護に対する考え方、体制</li><li>契約終了時の個人情報の返還、抹消方法</li></ul>
6	当院に対する提案	<ul style="list-style-type: none"><li>当院にとっての有効性</li></ul>

## 9 口頭発表の評点

口頭発表では、業務遂行能力を主眼にし債権回収業務知識についても評価します。

## 10 優先交渉権者の決定

書面審査、見積額、口頭発表の得点を合計し、最も高得点のものを優先交渉権者とします。次に高得点の者を次点交渉権者とします。1位得点者のものが複数あるときは、書面審査、口頭発表の得点合計が最も高得点のものを優先交渉権者とします。書面審査、口頭発表の得点合計がなお同得点であれば、口頭発表の1位得点者を優先交渉権者とします。

1 1 応募者が1者のみの場合の取り扱い

書面審査をするが、優れている（3点）、普通（2点）、劣っている（1点）非常に劣っている（0）とし、採点する。

口頭発表においても、優れている（3点）、普通（2点）、劣っている（1点）非常に劣っている（0）とし、採点する。

得点を集計して、全体の6割以上の得点を得ておれば、優先交渉権者とする。

1 2 応募者が2者のみの場合の取り扱い

書面審査では、2者の内、優れている者を1位、そうでない者を2位として採点する。口頭発表においても同様とする。